平成２６年（フ）第３６６２号
千葉県市川市塩焼１丁目２―33―201
債務者　坂本　英二
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６４号
東京都大田区鵜の木２丁目31―２
債務者　芹田　直輝
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６５号
神奈川県横須賀市追浜東町３丁目33―３
債務者　小野　　智
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６６号
東京都調布市深大寺北町５丁目38―１―202
債務者　金指　守孝
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６６７号
東京都調布市深大寺北町５丁目38―１―202
債務者　金指　道代
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６７０号
東京都江戸川区東葛西２丁目22―８―410
債務者　大森　昌章
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６７１号
東京都文京区小石川４丁目４―21―303
債務者　石原よし子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６８１号
東京都墨田区八広４丁目49―７―403
債務者　園本　成昭
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６８３号
埼玉県春日部市大場764―40
債務者　森　由佳里
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６９４号
東京都足立区谷中１丁目16―５―403　ハイホーム第２綾瀬
債務者　日高　基之
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３６９５号
千葉県松戸市栄町西４丁目1222―３
債務者　大江　　理
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１２号
静岡県焼津市小川新町２丁目３番16号の２
債務者　小林年比古
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６号
沖縄県沖縄市美原１丁目12番18号　メゾンティーダⅡ304
債務者　重冨　志暢
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第９０６８号
東京都板橋区清水町９―４
破産者　石川　俊之
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１０７号
千葉県浦安市富士見１丁目２―18―206、開始決定時の住所千葉県浦安市東野２丁目26―98
破産者　野村　浩志（開始決定時の姓松崎）
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３４５号
神奈川県横浜市旭区上川井町2046番地13
破産者　株式会社エフビーエル
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０４５４号
東京都杉並区上荻２丁目19―１―401
破産者　中田　博之
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部